

下関市奨学金返還支援制度 登録企業等募集要項

令和 7 年 1 0 月 1 日改正

下関市では、市内中小企業の人材確保、職場定着を支援するとともに、若者の市内就職促進と奨学金返還の負担軽減のため、大学等^{※1}に進学し、貸与型奨学金を利用した新卒者等が、市が認定した企業に就職または市内で起業し、市内に居住した場合、奨学金の返還額の一部を補助する支援を行っています。

※1…大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る）及び水産大学校

つきましては、本制度を利用する大学等の新卒候補者および転入候補者の就職先となる「登録企業」を募集します。

1 登録企業の要件

（１）次の各号のいずれかに該当する者であること。

① 下関市内に事業所を有する中小企業者^{※1}。

※1…中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者。

② ①の中小企業等以外の企業で市内に事業の本拠となる本社、本店又はこれに類する事業所を有する事業者。

③ ①②以外の企業等で市内に事業所があり、市内の事業所に限定した採用を行う事業者。

（２）次の各号のすべてに該当する者であること。

① 当該制度の対象者の採用予定があること。

② 市税の滞納がないこと。

③ 風俗営業等の規制及び業務の定期制化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び同条第 5 項に該当する事業を営む事業者でないこと。

④ 下関市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

⑤ 公序良俗に反していないこと。

⑥ 労働基準法、職業安定法、その他労働関係法令に違反していないこと。

2 応募方法

別添「下関市奨学金返還支援補助金登録企業等認定申請書」を持参、郵送又はメールにより担当課へ提出してください。

なお、応募は随時可能です。

3 認定方法

審査のうえ認定します。認定された企業には、「下関市奨学金返還支援補助金登録企業等認定通知書」により通知します。

なお、認定企業は、随時、下関市ホームページ、しものせき jobnet アプリにて公開します。また、認定を受けた企業が、登録企業の要件を満たさなくなった場合、ホームページ等での企業情報の公開を中止します。

4 新卒候補者および転入候補者への主な補助金交付要件

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）もしくは下関市奨学金を借り受け、本市が「下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者」として認定した者であること。
- ・登録企業へ就職し、就業を継続していること。（転職の場合は一定の要件を満たせば継続することができます。）
- ・下関市内に住所を有していること。
- ・下関市内の事業所等に勤務していること。

（令和7年度から新たに候補対象者となる者から交付要件が変わりました）

※候補者の要件は「下関市奨学金返還支援補助金交付要綱」「下関市奨学金返還支援補助金制度 交付申請者募集要領」をご確認ください。



5 提出先・問い合わせ先

下関市産業振興部 産業立地・就業支援課

〒750-0006 下関市南部町 21 番 19 号 下関商工会館 4 階

TEL:083-231-1310 FAX : 083-235-0910

Email : sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp